

児童クラブの風水害時における臨時休室等のガイドライン

目 的

大型化する台風等の災害をはじめ、集中豪雨の自然災害発生時（以下「風水害時」という。）により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合において、児童・保護者及び放課後ケアワーカーの安全を守るために、児童クラブにおける臨時休室の判断基準及び対応についてのガイドラインを定める。

対象施設

三郷市内の公営児童クラブ

臨時休室等の判断基準及び対応

市は、台風接近や集中豪雨等による風水害発生の恐れがある場合及び公共交通機関による運休・計画運休が実施される場合には、本ガイドラインに基づき、児童クラブにおける臨時休室等の判断を行う。

1. 避難情報等が発令された場合

警戒レベル	開園前	開園中
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・警戒区域内にある児童クラブは臨時休室とする。 ・学校からの保護者メールにより保護者に周知する。	・保護者に連絡をとり、今後の対応を報告するとともに、速やかなお迎えを依頼する。
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

2. 学校が指定避難所となった場合

避難所となった学校は原則休校となるため、児童クラブも臨時休室とする。

※上記の基準によらず、台風等の接近により気象庁から記録的短時間大雨警報や特別警報の発表が想定され、事前に大雨・暴風による甚大な被害が発生する可能性が高いと判断される場合も同様とする。

3. 公共交通機関の運休・計画運休が実施された場合

台風等の接近に伴い、公共交通機関の運休・計画運休が実施され、保護者の送迎や職員の通勤障害等により児童クラブの運営が困難となる恐れがある場合は、児童クラブを臨時休室とする。

○運休・計画運休に伴う臨時休室の流れ

計画運休の可能性	計画運休の詳細情報（前日）	計画運休の実施（当日）
保護者へ事前予告	保護者へ臨時休室の周知	終日臨時休室